

「(仮称)藤沢市藤沢駅前街区官民連携まちづくり促進のための支援措置に関する条例(素案)」に関する市民意見公募(パブリックコメント)の実施について

藤沢駅周辺地区の再活性化に向けて、「藤沢駅周辺地区再整備構想・基本計画(2012年(平成24年)3月)」を策定し、都市基盤整備を中心とした事業を推進することで、周辺の民間施設の更新を誘発し、藤沢駅周辺地区の再活性化をめざしています。

このような中、南北デッキ周辺における民間施設について、建て替え等による機能更新の機運が高まってきており、官民連携によるまちづくりに向け、藤沢市としての駅前まちづくりの考え方をとりまとめた「藤沢駅前街区まちづくりガイドライン」の策定を進めています。

ガイドラインでは、建築物の建て替え等を行うものに対する支援措置を講じることにより、本市の都心及び湘南地域の広域拠点にふさわしい都市機能の増進と官民連携による駅前まちづくりをめざしております。

支援措置の一つとして、ガイドラインの民間施設のあり方方針に沿った建物の税制を優遇する「(仮称)藤沢市藤沢駅前街区官民連携まちづくり促進のための支援措置に関する条例(素案)」がまとまりましたので、その内容について広く市民の皆様のご意見・ご提案を反映させるためパブリックコメント(市民意見公募)を実施します。

意見を募集する件名

(仮称)藤沢市藤沢駅前街区官民連携まちづくり促進のための支援措置に関する条例(素案)

実施主体

藤沢市長

意見等を提出できる方

市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所などを有する方、その他利害関係者

意見等の募集期間

2022年(令和4年)11月25日(金曜日)から
2022年(令和4年)12月26日(月曜日)まで(必着)

意見等の提出方法

書面(任意)に住所、氏名及び上記「意見等を提出できる方」のいずれに該当するかをご記入の上、意見等を明記し、次のいずれかの方法により提出してください。

- (1) 郵送 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市役所 都市整備部 藤沢駅周辺地区整備担当
- (2) ファクス 0466-50-8421
- (3) 持参 受付場所:藤沢市役所 都市整備部 藤沢駅周辺地区整備担当(分庁舎6階)
受付時間:午前8時30分から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)
- (4) 当市ホームページ上からアクセスできる専用の提出フォームによる電子提出
<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/fujisawa-eki/jyorei-pabukome.html>

意見等に対する考え方の公表

受け付けたご意見等は類型化し、市の考え方を付して公表します。

※個別には回答しません。

※提出いただいたご意見は、個人情報を除き、公開される可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

※提出いただいたご意見等の原稿は返却しませんのでご了承ください。

問合せ先

藤沢市役所 都市整備部 藤沢駅周辺地区整備担当 電話:0466-50-3552(直通)

